

○長生村高校生等医療費の助成に関する規則

平成28年3月30日

規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、高校生等の医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成することにより、高校生等の保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって高校生等の保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 15歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校及びそれに準ずると村長が認める学校等へ就学しているものをいう。
- (2) 保護者 高校生等の親権を行う者、後見人その他の者で高校生等を現に監護するものをいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費等及び高額療養費をいう。
- (5) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。
- (6) 自己負担金 国、県又は村が公費負担医療制度による給付決定をした場合、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。
- (7) 高校生等医療費自己負担金 村が高校生等医療費助成制度による給付

決定をした場合、当該給付を受けた保護者が負担しなければならない額をいう。

- (8) 保険医療機関 医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等をいう。

(助成対象医療)

第3条 助成の対象となる医療は、高校生等の疾病に係る医療のうち、法令に定める医療給付制度その他国又は県において別に定める制度に基づき医療費の支給を受けられる部分以外の医療であって、医療費を支払った日の翌日から2年以内に助成の申請のあるものとする。ただし、第三者行為による傷病に係る医療を除く。

(助成対象者)

第4条 この規則に定める高校生等医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する高校生等の保護者とする。

- (1) 高校生等が保険医療機関で受診した日に本村に住所を有し、かつ、本村の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 高校生等で、医療保険各法の規定により保険給付の対象となったもの
- (3) 高校生等が保険給付を受けることができる被保険者又は被扶養者であること。
- (4) 保護者が所得に関する申告をしていること。

2 前項の規定にかかわらず、高校生等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該高校生等の保護者は対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の措置により、小規模住宅型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けるようになったとき。
- (3) 就職し、保護者の扶養から外れたとき。
- (4) 婚姻したとき。

(優先関係)

第5条 高校生等に係る疾病又は負傷が、他の法令等による公費負担医療制度又は独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害給付制度の対象となるものである場合には、その制度を優先適用する。

(助成額)

第6条 この規則に定める医療費の助成額は、一部負担金又は自己負担金から別表に定める保護者の階層区分に応じた高校生等医療費自己負担額を控除した額（一部負担金又は自己負担金が高中生等医療費自己負担額に満たないときはその額）とする。この場合において、保険調剤については、別表に定める階層区分にかかわらず、高校生等医療費自己負担金を徴しないものとする。

2 前項に規定する助成は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び医療保険各法の規定に基づく規則、定款等により附加給付金の支給があつた場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

3 助成対象者が保険医療機関の発行する医療費計算書を添付して助成金を申請する場合の証明手数料は、助成対象者の負担とする。

（助成対象期間）

第7条 この規則に定める医療費の助成対象期間は、15歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月末日までとする。

（助成の申請）

第8条 高校生等医療費の助成を受けようとするときは、高校生等医療費助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて村長に申請しなければならない。

- (1) 保険医療機関が発行する医療費計算書又は領収書
- (2) 医療保険各法による被保険者証又は組合員証の写し
- (3) 高校生等の身分を証明するものの写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

（助成金の交付）

第9条 村長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたものについては高校生等医療費助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、給付を不相当と認めたものについては高校生等医療費助成金交付申請却下通知書（別記第3号様式）によりその旨を当該申請人に通知しなければならない。

（助成金の返還）

第10条 村長は、偽りその他不正な行為により第6条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(適用除外)

2 第3条に定める助成対象医療のうち、夜間における救急医療機関による医療及び医療機関の診療時間外における医療については、当分の間助成対象としない。

別表（第6条関係）

階層区分	世帯区分	負担基準額（円）
		入院1日及び通院1回
A	生活保護法による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合	0
B	市町村民税非課税世帯	0
C	市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯	0
D	市町村民税所得割課税世帯	300

(注)

- 1 同日に入院又は通院が重複する場合は、それぞれを1日又は1回として、高校生等医療費自己負担額を算定する。
- 2 階層区分は、毎年7月1日時点の市町村民税の課税状況により認定し、翌月1日から1年間の助成対象医療について適用する。ただし、税額控除については、外国税額控除・配当控除・住宅借入金等特別控除の控除前の額で階層区分を認定する。

別 記

第 1 号様式 (第 8 条)

高校生等医療費助成金交付申請書

長生村長 様

年 月 日

申請者 住 所
(保護者) 氏 名 ㊟
電話番号

【世帯状況】 生活保護受給・ひとり親家庭・その他

高校生等医療費の助成を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、高額医療費について村が過払いとなっている場合は、私が保険者から受領した高額療養費のうち、過払い相当額を村へ支払います。村が高額療養費の一部又は全部を負担した場合は、村と保険者で負担相当額について相殺することに同意します。
また、家族療養費附加給付金を私が保険者から受領した場合は、当該相当額を村へ支払います。

高校生等	住 所	長生村		
	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
就学先	名 称			
	住 所			
	電 話 番 号			
加入医療保険	保 険 者 名			
	保 険 種 別	1 社保 2 国保 3 国保組合 4 その他の国保組合 5 その他		
	被 保 険 者 名			
	記 号 番 号	記号	番号	
	資格取得年月日	年 月 日		
振込口座	金 融 機 関 名	銀行・金庫 組合・農協	支 店 名	本店・支店 支所・出張所
	口 座 番 号	普通		
	(フリガナ) 口 座 名 義 人			
承 諾 書				
長生村高校生等医療費の助成を受けるに当たり、助成金の算定及び決定に必要となる高校生等及び保護者世帯の住民基本台帳、市町村民税の課税状況について村が確認することを承諾します。				
氏 名 ㊟				

第2号様式（第9条）

第 号
年 月 日

様

長生村長

高校生等医療費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました高校生等医療費助成金について、下記のとおり給付を決定しましたので通知します。

記

助成金額 円

高校生等氏名								
診療年月	診療区分	医療点数	自己負担金の額①	自己負担控除額②	高額療養費③	附加給付控除額④	食事療養費⑤	助成対象額⑥

助成金額の計算式 ⑥ = ① - ② - ③ - ④ + ⑤

振込先金融機関名	口座番号	口座名義人	振込予定日

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、長生村長に審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長生村を被告として（長生村長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第9条）

第 年 月 日 号

様

長生村長

高校生等医療費助成金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました高校生等医療費助成金交付申請については、
下記の理由により却下します。

記

却下理由：

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、長生村長に審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に長生村を被告として（長生村長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

